長泉町富士山火山避難計画

令 和 ６ 年 ７ 月

長　泉　町

長泉町富士山火山避難計画　目次

第１章　総則 1
　第１節　富士山火山避難計画について 1
　第２節　避難対象エリアと噴火警戒レベル 8
　第３節　噴火シナリオ 12
　第４節　溶岩流流下パターン 13
第２章　事前対策 15
　第１節　防災体制 15
　第２節　避難のための事前対策 17
　第３節　情報収集・伝達体制 20
　第４節　避難促進施設 25
　第５節　在宅の避難行動要支援者への避難支援 25
　第６節　児童関連施設の避難対策 26
　第７節　防災啓発と訓練 27
第３章　避難対策 29
　第１節　避難の基本的な考え方 29
　第２節　噴火前の自主的な分散避難 30
　第３節　避難指示の発令 30
　第４節　避難所の開設及び避難誘導 31
　第５節　避難手段 35
　第６節　避難状況の確認 35
第４章　避難後の対応 36
　第１節　一時集結地の運営・管理等 36
　第２節　救出救助 37
　第３節　避難指示の解除等 37
　第４節　２４時間以降の避難計画について 38
第５章　他市町からの広域避難受入計画 39
　第１節　広域避難受入のための体制 39
　第２節　避難実施市町に対する各種支援 41
　第３節　広域避難受入に関する広報 41

第１章　総則

第１節　富士山火山避難計画について

１　避難計画の策定経緯

富士山における火山防災対策は、平成１２年１０月から平成１３年５月にかけて、深部低周波地震が多発するなど活火山であることが再認識されたことを契機として、平成１３年に富士山火山防災協議会（関係都県、地元市町村及び関係省庁が参加、事務局は内閣府等）が設置され、協議会内の富士山ハザードマップ検討委員会により富士山の火山現象による影響範囲と対策についての報告書が作成された。その後、富士山火山広域防災対策検討会（学識者、関係都県、関係省庁が参加、事務局は内閣府等）で、より具体的に富士山火山の広域防災対策のあり方が検討された。

平成１７年には、静岡県(９市町)と山梨県(７市町村)の両県の１６市町村が、県域を越えて火山災害に備えるために「環富士山火山防災連絡会」を設立し、富士山火山災害のための総会と協議会を毎年開催している。

平成２３年１２月には、国の防災基本計画において火山防災協議会の位置付けが明確化されたことから、富士山においても周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、内閣府（防災担当)、国土交通省、気象庁、火山専門家、三県（静岡県、山梨県、神奈川県）及び周辺市町村など５８機関が参加する「富士山火山防災対策協議会」（以下、「協議会」という。）を、平成２４年6月８日に設立した。協議会では、平成２６年２月に「富士山火山広域避難計画」（以下「広域避難計画」という。）を取りまとめたが、広範囲にわたる火山災害に対して迅速な避難を広域的に行う必要について協議し、令和３年３月に新たな富士山火山ハザードマップ（改訂版）を公表した。この新たな被害想定に対応するため、令和５年３月２９日には、富士山火山避難基本計画（以下「基本計画」という。）を公表し、噴火現象の特性に応じた避難対策や不確実性の高い火山災害においても、可能な限り地域社会の経済活動を維持できるよう配慮しつつ、「『いのちを守る』避難を優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮」するための基本となる避難方針を定めた。また基本的な指針（指針的な位置づけ）を示し、各自治体はこれを基に計画を策定するよう定められた。

これにもとづき本町においても、「長泉町富士山火山避難計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとする。

２　計画の目的

本計画は、基本計画に基づき、平常時に実施する事前対策や噴火警戒レベルが引き上げられた場合に実施する避難対策、避難後の対応について定め、これらの対策を推進することにより、町民の生命、身体及び財産を富士山噴火による災害から保護することを目的とする。

3　計画の位置付け

本計画は、基本計画及び長泉町地域防災計画に基づき、富士山火山災害から町民の避難対策の基本的な考え方を示したものである。また内容は長泉町業務継続計画(BCP)（以後、「BCP」とする）との整合性を図る。

図１ 計画の位置づけ

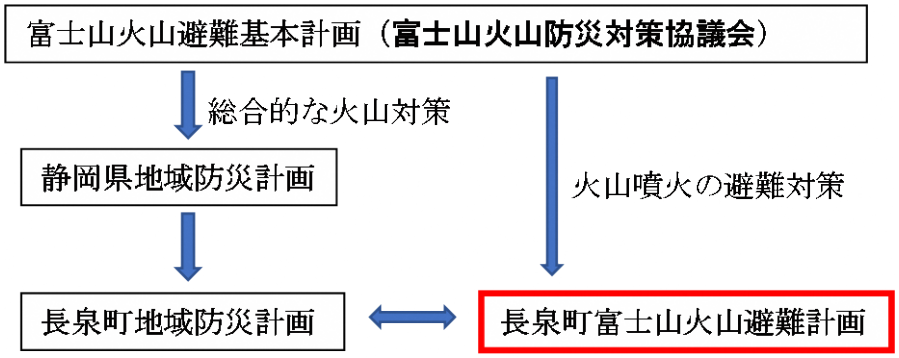

4　本計画の基本方針

富士山は現状では噴火口が存在しないことから、以下の３段階での避難を想定する。

（１）事前避難

噴火するまで火口位置が特定できないことを前提とし、第１次避難対象エリア、第２次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の到達範囲の一部から避難。

（２）流下パターンによる避難(噴火開始直後)…（３）の避難に準じた特定の条件下での避難

噴火時に悪天候等で正確な噴火口の位置が特定できず、その特定に時間を要する場合も想定され、その際は概ね噴火口の位置情報で避難対応を行う必要がある。複数の*ドリルマップを噴火口の範囲ごとにまとめた「流下パターン」により、概ね２４時間以内までの溶岩流影響範囲から避難。

（３）ハザードマップ等による避難

噴火時に火口位置が精度良く特定でき噴火現象が判明した場合には、国土交通省が発表するリアルタイムハザードマップ又は既存のドリルマップに基づき溶岩流の影響範囲から避難。

本町においては基本計画に基づき、（２）流下パターンによる避難（噴火開始直後）にあたる避難計画を策定するが、富士山噴火後、気象庁及び静岡県においては火口の特定に１時間程度、リアルタイムハザードマップの発表まで２４時間程度を要すると想定されている。よって噴火のパターンに関わらずハザードマップが特定できるまでの２４時間においては「いのちを守る避難」を第一に考えた避難行動が必要となる。さらに静岡県より、各市町に噴火後２４時間以内初動（流下パターン/２４時間以内）の避難計画の策定が求められたことを受けて、本計画における避難行動は噴火後から２４時間までを対象とする。

なお、２４時間以降については広域避難方法及び避難先が定められたのちに専門家の意見を参考の上、策定するものとする。

＊ドリルマップとは…溶岩流、降灰等の火山現象が及ぶ範囲を特定の初期条件で実施した数値シミュレーションの結果を複数、重ねて描いた分布図。噴火時の応急対策を検討する際の演習問題という性格を有することからドリルマップと表現されている。

5　対象とする火山現象

基本計画では、火口形成、大きな噴石、火砕流（火砕サージ）、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流、小さな噴石について、影響が想定される範囲「影響想定範囲」と、避難を要する範囲「避難対象エリア」をそれぞれ設定している。

表１ 火山現象

噴火現象	定義・特徴・危険性等	影響想定範囲
（１）火口形成	火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊等が噴出する穴あるいは割れ目である。噴火中の火口又はそのごく近傍では生命に危険が及ぶが、噴火前の段階では、ハザードマップで示された想定火口範囲のどこに火口ができるか事前に特定はできない。	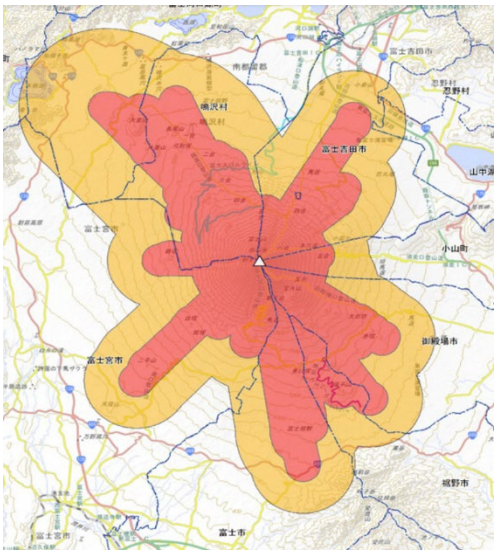
（２）大きな噴石	大きな噴石とは、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの固形物のうち、概ね２０～３０cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接身体に当たれば死傷（外傷、熱傷）し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもある。	
（３）火砕流 （火砕サージ）	火砕流は、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって高速で山体を流下する現象であり、大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させる噴火現象である。また、火砕サージは、火山灰まじりの爆風で、火砕流の先端部から分離して生じる場合があり、火砕流の本体部分よりも遠方に到達することや、高温・高速の流れによる人的被害を発生させる場合がある。火砕流等に巻き込まれると生命の危険があるが、その流下速度は時速数十kmから百数十 km と高速であり、発生後に流下コースから避難することは不可能である。	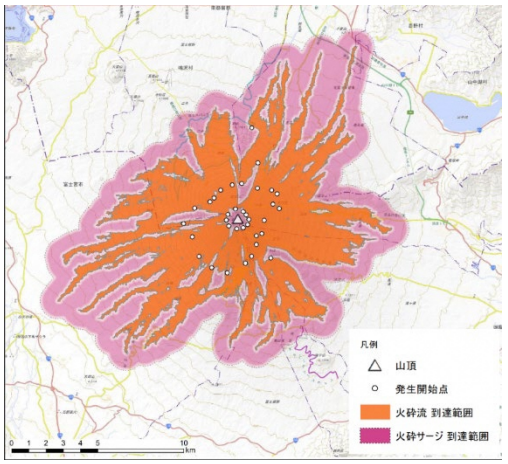

（４）溶岩流	溶岩流は、火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、進路にある森林、田畑、建物等は埋没又は焼失する。流下速度や堆積する厚さは、マグマの物性や噴出率等によって大きく変化する。溶岩流は生命への危険性は高いものの、流下速度は比較的遅い。	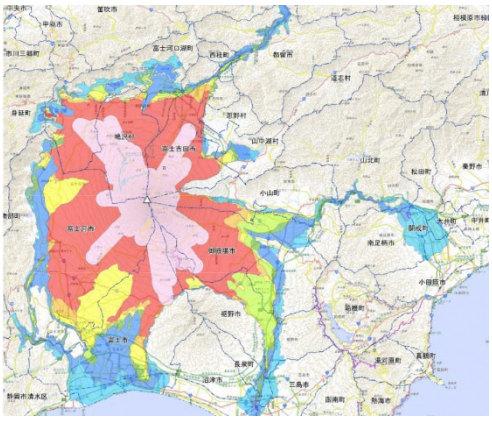
（５）融雪型火山泥流	融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で一気に融けて水となり火砕物や斜面の土砂を取り込んで、高速（時速６０km を超えることもある）で流下する現象である。積雪がある時期（積雪期）に限り発生する現象だが、発生した場合避難までの時間的猶予はない。	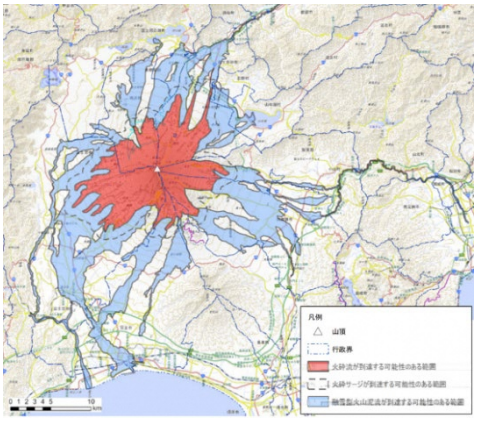
（６）降灰	噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径２mm 未満）を火山灰といい、降灰は、火山灰が地表に降下する現象である。降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないため、現象の影響範囲から立退く必要性は低いが、火山灰を吸い込むと呼吸器系の疾患にかかりやすくなる等の健康被害が発生するおそれがある。降灰の規模や継続時間は、気象条件によって大きく変化するため、予測は困難である。	

（７）降灰後土石流	降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流（以下、「降灰後土石流」という。）は、降灰と無関係に降雨によって発生する土石流より少量の降雨でも発生し、広い範囲に流出するおそれがある。降灰後だけでなく降灰中や噴火の終息後長期間にわたって起きることや、噴火現象により上流の土地が荒廃した場合も発生することがあるので注意が必要である。	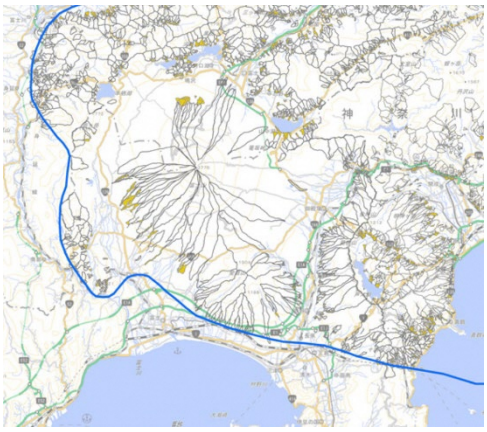
（８）小さな噴石	直径が数 cm 程度で風の影響を受けて遠方まで流されて降る固形物を小さな噴石という。火口から１０km 以上遠方まで流されて降下する場合もある。直径１０cm 程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険である。また、直径１０cm を超えるサイズのものは内部が高温である可能性があり、火災の原因となるため、注意が必要である。	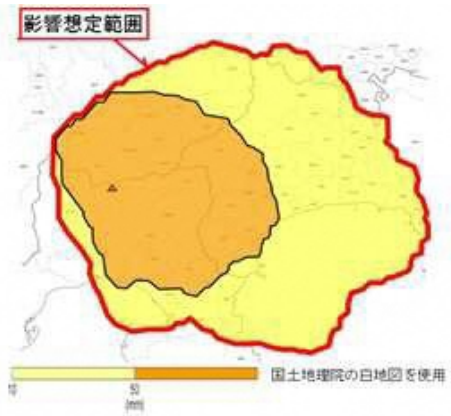

本計画では、富士山が噴火した場合に、本町への影響が予想される火山活動に直接起因する現象のうち、溶岩流を対象とする（表２）。

なお、降灰については、本計画の対象とはせず、避難の際の考慮についてのみ記述するものとする。

表２ 計画の対象となる火山現象

火山活動に直接起因する現象	町での被害	本計画での対応
（１）火口形成 （２）大きな噴石 （３）火砕流（火砕サージ） （５）融雪型火山泥流 （７）降灰後土石流 （８）小さな噴石	・被害予想なし	対象としない
（４）溶岩流	・小規模噴火で町北部地域まで溶岩流到達の可能性あり ・大規模噴火で町全域に溶岩流到達の可能性あり	対象とする
（６）降灰	・被害の可能性があり	避難の際に考慮する

6　避難方針について

本計画では、噴火の規模や様態に応じて段階的に避難させる地域を拡大することを基本的な考え方とする。また本計画において前提とする火山現象の規模、範囲は基本計画に基づき、新たなシミュレーション結果が発表された場合、その結果を踏まえて計画を修正する。

第２節　避難対象エリアと噴火警戒レベル

１　避難対象エリア

溶岩流は、火口から噴出した溶岩が重力によって地表を流下する現象であり、溶岩の物性や噴出率等によって、流れる速度や厚さは大きく変化する。溶岩流の避難対象エリアは、火山現象からの避難が必要な範囲として基本計画で定義されたものであり、図２、表３のとおり、第１次避難対象エリアから第６次避難対象エリアの６つに区分している。

図２ 避難対象エリア

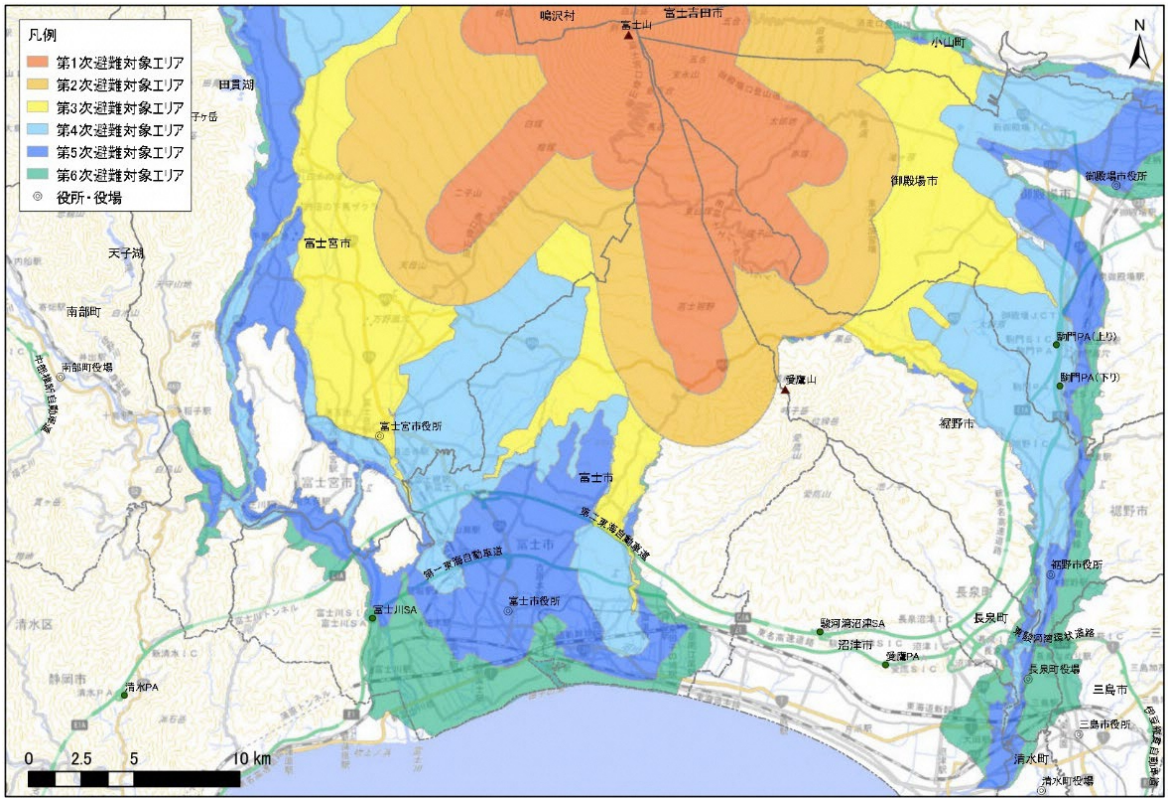

表３ 避難対象エリアの凡例

避難対象エリア	噴火現象
第１次避難対象エリア	想定火口より噴火する可能性のある範囲
第２次避難対象エリア	火砕流、噴石、溶岩流（１時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性がある範囲
第３次避難対象エリア	溶岩流（１時間-３時間以内）が到達する可能性がある範囲
第４次避難対象エリア	溶岩流（３時間-２４時間）が到達する可能性がある範囲
第５次避難対象エリア	溶岩流（２４時間-７日間）が到達する可能性がある範囲
第６次避難対象エリア	溶岩流（７日間-約５７日間）が到達する可能性がある範囲

2　避難対象地区

避難を要する範囲は噴火影響範囲に等しく、当該範囲に含まれる、南一色、東べ南一色、下長窪、尾尻住宅、納米里、荻素、鮎壺、本宿、シャルマンを避難対象地区とする。各地区の避難対象エリア区分及び溶岩流到達想定時間は表４のとおりである。

表 4 避難対象地区

避難対象エリア区分	溶岩流到達想定時間	避難対象地区（区・班）
第４次避難対象エリア	２４時間以内に到達	南一色区 ①②⑥⑦⑧⑨⑩⑫⑬⑯⑰班
		東べ南一色区
		下長窪区 ①②③④⑤⑥⑩⑪⑰⑱⑲班
		尾尻住宅区
		納米里区 ①②⑦⑨⑩⑪⑬⑮⑯班
		荻素区 ①②③④⑤⑥班
		鮎壺区 ①②③④⑤⑥⑦⑨⑩⑭⑮㉜㉟㊲㊳㊹㊽班
		本宿区 ①③⑥⑦⑧⑩⑫⑬⑭⑰⑳㉗㉚㉜班
		シャルマン区

避難対象エリア外の住民等は噴火情報を知覚した時点で自主的な分散避難を実施する。町は避難対象エリアに関わらず適宜噴火に関する情報を広報し、避難対象エリア外に居住する町民に対し自主的な分散避難を促す。

３　降灰による被害想定

降灰の影響想定範囲は図３による。本町における降灰堆積深は１０㎝～３０㎝と予想されている。

噴火後には火山灰の降下が予想されるが、その影響範囲は時間や現象により変化を事前に察知することは困難と考えられるため、避難対象エリアを設定しないが、降灰シミュレーション範囲を参考として屋内退避や屋内避難を行う等十分考慮した避難行動を行うこととする。避難の際には大規模な降灰が生じ停電、断水、物資の供給が困難であると判断された場合には、避難対象エリアを設定する。

図３ 降灰の可能性マップ

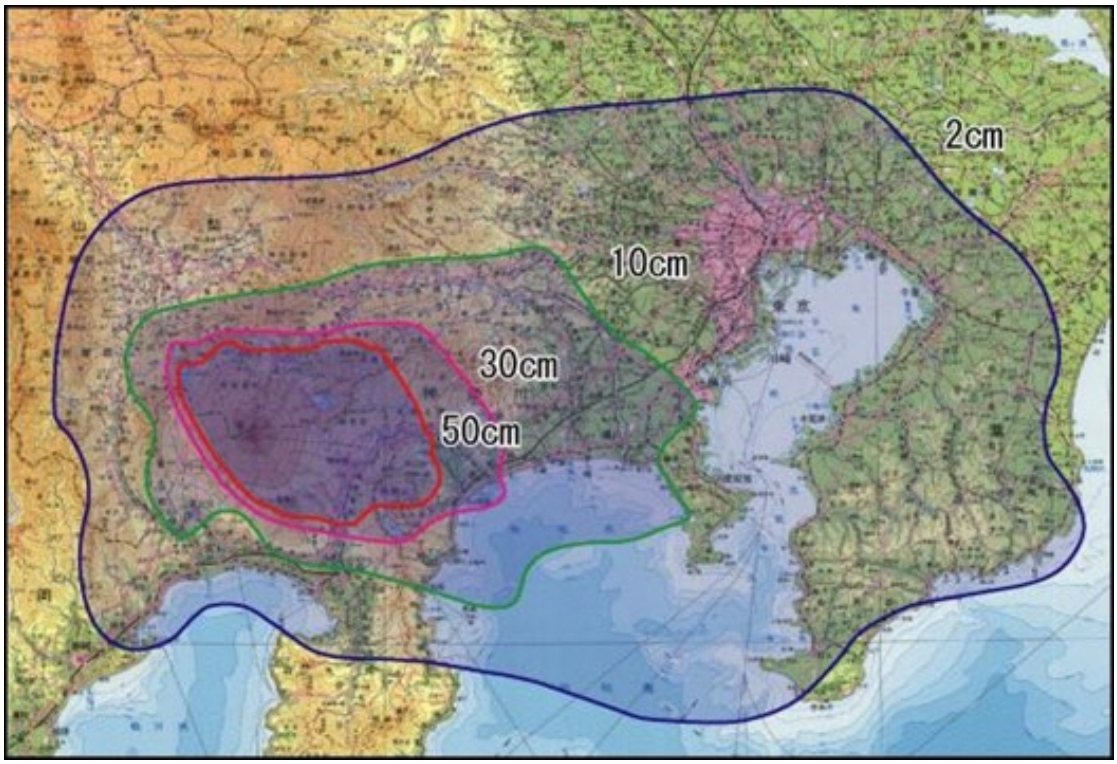

※宝永規模の噴火の月別降灰分布図を１２ヶ月分重ね合せた図（富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成１６年）から引用）

なお、富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和３年）では降灰の可能性マップの見直しは行っておらず、平成１６年版を再掲している。

4　富士山火山における噴火警戒レベル

気象庁は基本計画に基づき、火山活動の状況に応じて必要となる具体的な防災対応を「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「平常」の５段階に区分している。平常時に火山防災協議会で合意された避難開始時期や避難対象地域の設定に基づき、気象庁が「警戒が必要な範囲」（生命に危険が及ぶ範囲）を明示し、噴火警報・噴火予報に含めて発表する。また、噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、又は警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、又は警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

噴火警戒レベルは表５のとおりである。

表５ 噴火警戒レベル

<table>
<tr><th>種別</th><th>名称</th><th>対象範囲</th><th colspan="2">噴火警戒レベル（キーワード）</th><th>火山活動の状況</th><th>住民等の行動及び入山者への対応</th><th>想定される現象等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">特別警報
警報</td><td rowspan="2">噴火警報（居住地域）又は噴火警報</td><td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td><td>5</td><td>避難</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</td><td>危険な居住地域からの避難等が必要</td><td>・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達
・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している</td></tr>
<tr><td>4</td><td>高齢者等避難</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）</td><td>警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要</td><td>・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される</td></tr>
<tr><td rowspan="2">噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</td><td>火口から居住地域近くまで</td><td>3</td><td>入山規制</td><td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td><td>登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等</td><td>・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は地震、微動の増加等、火山活動の高まり</td></tr>
<tr><td>火口周辺</td><td>2</td><td>火口周辺規制</td><td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td><td>住民は通常の生活火口周辺への立入規制等</td><td>・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等</td></tr>
<tr><td>予報</td><td>噴火予報</td><td>火口内等</td><td>1</td><td>活火山であることに留意</td><td>火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）</td><td>特になし</td><td>・火山活動は静穏</td></tr>
</table>

＊ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

＊ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、２～７億㎥を大規模噴火、２千万～２億㎥を中規模噴火、２百万～２千万㎥を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは、実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

第３節　噴火シナリオ

平常時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう、協議会が作成した噴火シナリオを基に、本計画に合わせた噴火シナリオを図４のとおり作成した。なお、本シナリオは、噴火レベルが徐々に噴火レベルが引き上げられ噴火に至るケースを想定したものであるが、火山活動は一足飛びに高まることもあり、必ずしも順を追って噴火警戒レベルが上昇するとは限らない。

図４ 噴火シナリオ

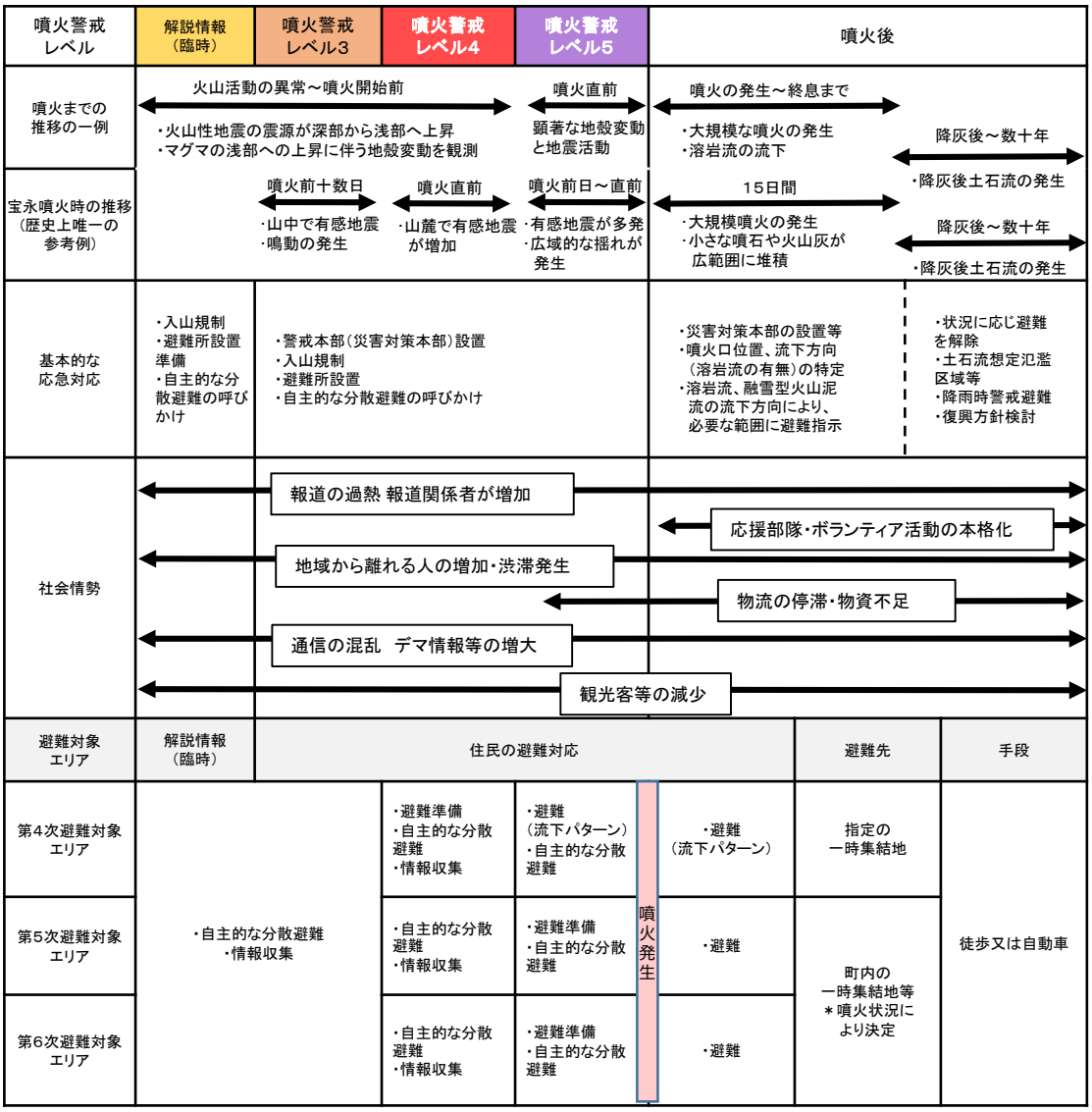

第４節　溶岩流流下パターン

噴火開始直後においては、正確な噴火口の位置を特定できず、その特定に時間を要する場合が想定される。概ね噴火口位置が示された場合においても、町の避難指示発令の迅速性を確保するため、県が、想定火口範囲の区分と分水嶺等の地形により、２４時間以内の複数の溶岩流ドリルマップを噴火口の範囲ごとにまとめた「流下パターン」（図５）を作成した。流下パターンとパターン別に想定される噴火口の範囲を参考として、避難指示の対象区域をあらかじめ検討し、噴火開始直後の指示発令の迅速性を確保できるようにしている。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

図５ 溶岩流の流下パターン及び想定火口範囲の区分と重ね合わせ図

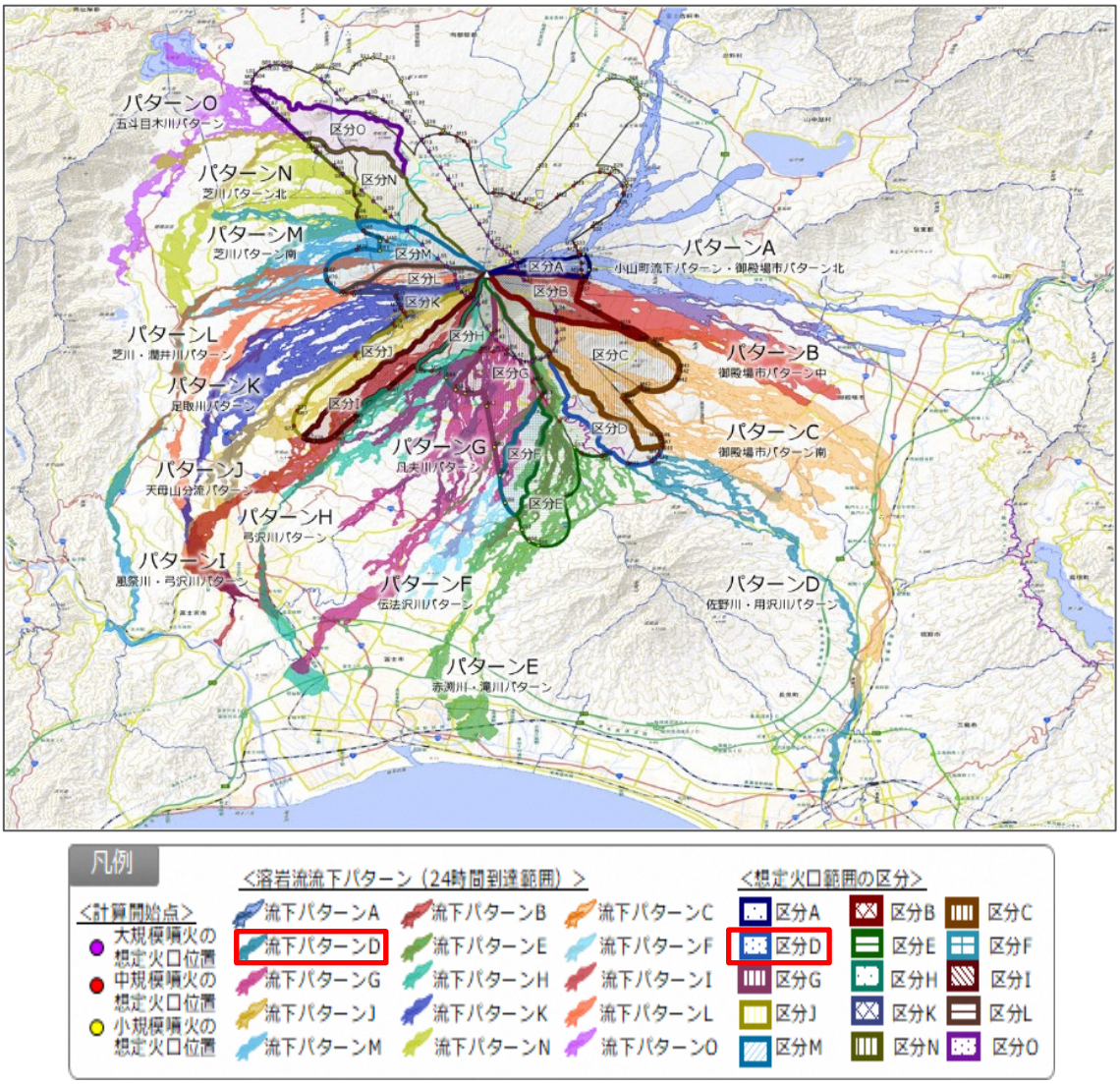

1　溶岩流による被害想定と避難対象エリア

溶岩流によって本町での被害が想定される範囲は、富士山の６火口から噴火した場合を想定した流下パターンＤ（表６）にあたる。本計画ではこの流下パターンＤ（２４時間以内）における被害想定範囲を避難指示の対象区域とする。

表６ 流下パターンＤにおける被害想定(２４時間以内)

流下パターンの名称	溶岩流ドリルマップの対象№		説明
佐野川・用沢川パターン 記号：D	M（中規模） №４７.４８.４９	S（小規模） №４８.４９.５０	山頂より南東側の想定火口範囲から噴火した場合

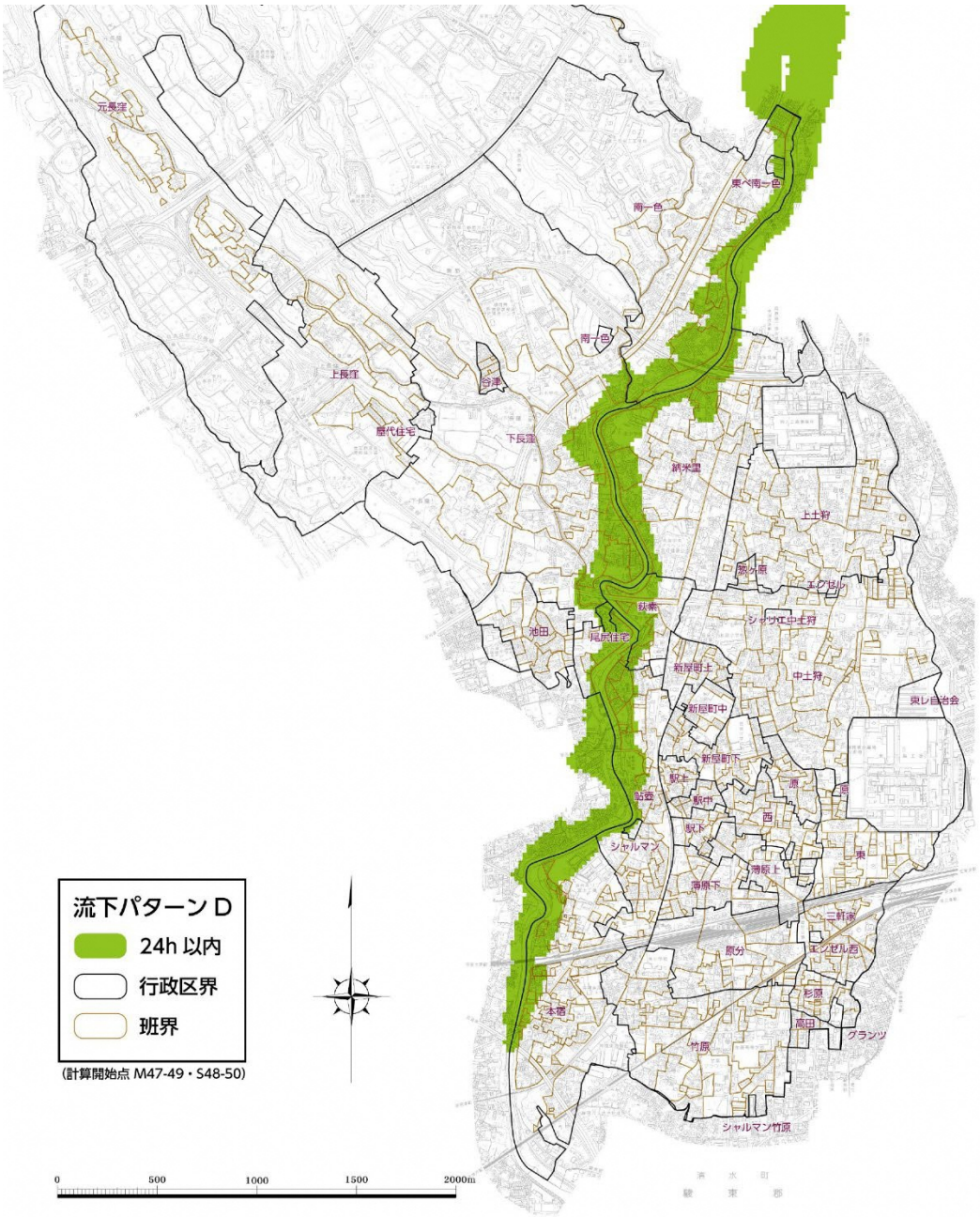

第２章　事前対策

第１節　防災体制

１　町の体制

町は、噴火時等において富士山火山の活動状況に応じた防災体制を取り、避難情報の発令等の防災対応にあたる。長泉町災害対策本部運営規則第７条により、配備体制は表７とおりとする。

表７ 非常配備体制

発表される情報等	区分	配備体制	配備基準	動員区分
噴火警戒レベル３	災害対策本部設置前	第１次配備体制	・情報収集、連絡活動を実施し、状況により速やかに第２次配備体制へ移行できる体制	・総務部長 ・地域防災課長 ・地域防災課員 ・富士山南東消防組合の消防職員のうちから町長が指名するもの
		第２次配備体制	・被災情報の収集及び応急対策を実施するとともに、状況により速やかに災害対策本部を設置できる体制	・町長 ・副町長、教育長 ・総務部長 ・地域防災課長 ・地域防災課員 ・消防団長、消防団員必要に応じ関係部課長等 ・富士山南東消防組合の消防職員のうちから町長が指名するもの
噴火警戒レベル４	災害対策本部設置後	第３次配備体制	・被災情報の収集及び応急対策の実施 ・関係機関との連絡調整	第２次配備体制に以下の職員を加える ・本部室全員 ・必要に応じ、広域避難地及び救護所職員
噴火警戒レベル５		非常救助体制	・全職員による完全な救助体制	・本部員全員

2　国の体制（合同会議）

噴火警戒レベルが４以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。町は、合同会議が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

第２節　避難のための事前対策

１　避難対象エリアごとの避難開始時期

第４次避難対象エリアは噴火前、第５次避難対象エリア、第６次避難対象エリアは噴火後避難とする。避難対象エリアごとの避難開始時期は表８のとおりとする。

表 8 避難対象エリアごとの避難時期

避難対象エリア	避難時期	避難先	手段
第４次避難対象エリア	噴火前	指定の*一時集結地	徒歩 若しくは 自家用車（相乗り含む）
第５次避難対象エリア	噴火後	町内の一時集結地等 ※噴火状況により決定	
第６次避難対象エリア			

＊一時集結地とは…避難を実施する際、最終目的地である受入市町の避難所に避難する前に一時的に集合する地点。火山情報の共有や避難者の確認、今後の避難先施設等の案内を受ける。本計画では、町内での避難においては、長泉町指定の広域避難場所の一部を一時集結地とする。また広域避難（町外避難）の際には、受入市町において一時集結地が開設される。

２　噴火警戒レベルと避難指示発令の基準

避難対象エリアごとに、噴火警戒レベルに応じて避難指示を発令する。噴火前避難の対象区域（第４次避難対象エリア）における避難指示の発令基準は表９のとおりとする。

表 9 町が発令する避難情報等

火山防災情報等	避難情報等
噴火警戒レベル３	・避難行動要支援者に対する避難準備の呼びかけ ・避難行動要支援者に対する*自主的な分散避難の呼びかけ ・一般住民に対する避難準備の呼びかけ ・一般住民に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・一般住民に対する火山噴火に関する注意喚起
噴火警戒レベル４	【高齢者等避難の発令】 ・避難行動要支援者に対する一時集結地への避難の呼びかけ ・一般住民に対する避難準備の呼びかけ ・一般住民に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・一般住民に対する火山噴火に関する注意喚起
噴火警戒レベル５	【避難指示】 ・住民等に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・住民等に対する一時集結地への避難の呼びかけ
噴火後	緊急安全確保

＊自主的な分散避難とは…親族や知人宅へ避難する等

（１）「噴火警戒レベル３」発表時の避難情報等

町は、気象庁からの「噴火警戒レベル３」発表に伴い、避難準備が必要であることを、情報伝達手段を用いて住民等に周知する。

「噴火警戒レベル３」が発表されたら避難行動要支援者については、避難行動や避難時の持出品等を確認する等、避難の準備を行う。一般住民は引き続き情報収集に努める。

（２）「噴火警戒レベル４」発表時の避難情報等

町は、気象庁から「噴火警戒レベル４」の発表に伴い、避難対象地区内の避難行動要支援者に対して高齢者等避難を発令する。一般住民に対しては自主的な分散避難と避難準備が必要であることを呼びかける。避難指示の伝達にあたっては情報伝達手段を用いる。

「噴火警戒レベル４」が発令されたら、避難対象地区内の避難行動要支援者は避難を開始する。一般住民については、自主避難を行う。

（３）「噴火警戒レベル５」発表時の避難指示発令

町は、気象庁から「噴火警戒レベル５」の発表に伴い、避難対象地区内の一般住民に対して、避難指示を発令する。避難指示の伝達には情報伝達手段を用いる。

「噴火警戒レベル５」が発令されたら、避難対象地区内の一般住民は避難を開始する。避難の際は徒歩若しくは自家用車（相乗り含む）による避難とし、ひとりでの避難が困難な場合には自治会(区)や近隣住民との乗合せで避難を行う。

３　避難対象区域

噴火前避難の対象区域（第４次避難対象エリア）については、町が流下パターンを基に、避難対象エリアごとに班を単位とした避難対象区域を設定し、世帯数、人口を整理する。

４　一時集結地の選定及び施設管理

町は、溶岩流の到達が想定されていない範囲を踏まえた上で一時集結地を指定し、住民等に周知するものとする。

町は、住民等に対し、あらかじめ、一時集結地の運営管理のために必要な知識の普及に努める。この際住民等への普及にあたっては、避難者が主体的に一時集結地を運営できるよう配慮に務める。

・避難所の管理者不在時の開設体制
・避難所を管理するための責任者の派遣
・災害対策本部との連絡体制
・自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、避難所の開設準備に着手し、噴火警戒レベルに応じて、すみやかに避難所を開設する。

また、噴火の規模により避難対象者数が町内の噴火影響範囲外にある避難所の受入れ可能人数を超過する場合、町外への広域避難を行う。

表 10 一時集結地一覧表

番号	名称	所在地及び収容可能人員	有効面積	
1	長泉小学校	中土狩８７２-２ （９８６-０４７６） ９３７人	運動場	１０,１６７㎡
			校　舎	６,５１２㎡
			体育館	１,１１１㎡
2	長泉中学校	下土狩７７７ （９８６-０４９１） １７２２人	運動場	１５,７１３㎡
			校　舎	６,３２８㎡
			体育館	２,３４６㎡
3	南小学校	竹原１００ （９８６-７３１３） ８６３人	運動場	１１,８１６㎡
			校　舎	５,６９１㎡
			体育館	１,０７９㎡
4	学校法人三島学園 知徳高校	竹原３５４ （９７５-００８０） ３６５人	運動場	１５,９４１㎡
			校　舎	９,７０２㎡
			体育館	１,０９７㎡

＊長泉町指定の広域避難場所のうち一時集結地を検討し、北小学校は溶岩流により孤立する可能性があるため、北中学校は２４時間以内の溶岩流到達範囲のため除外する。

図 6 一時集結地　地点図

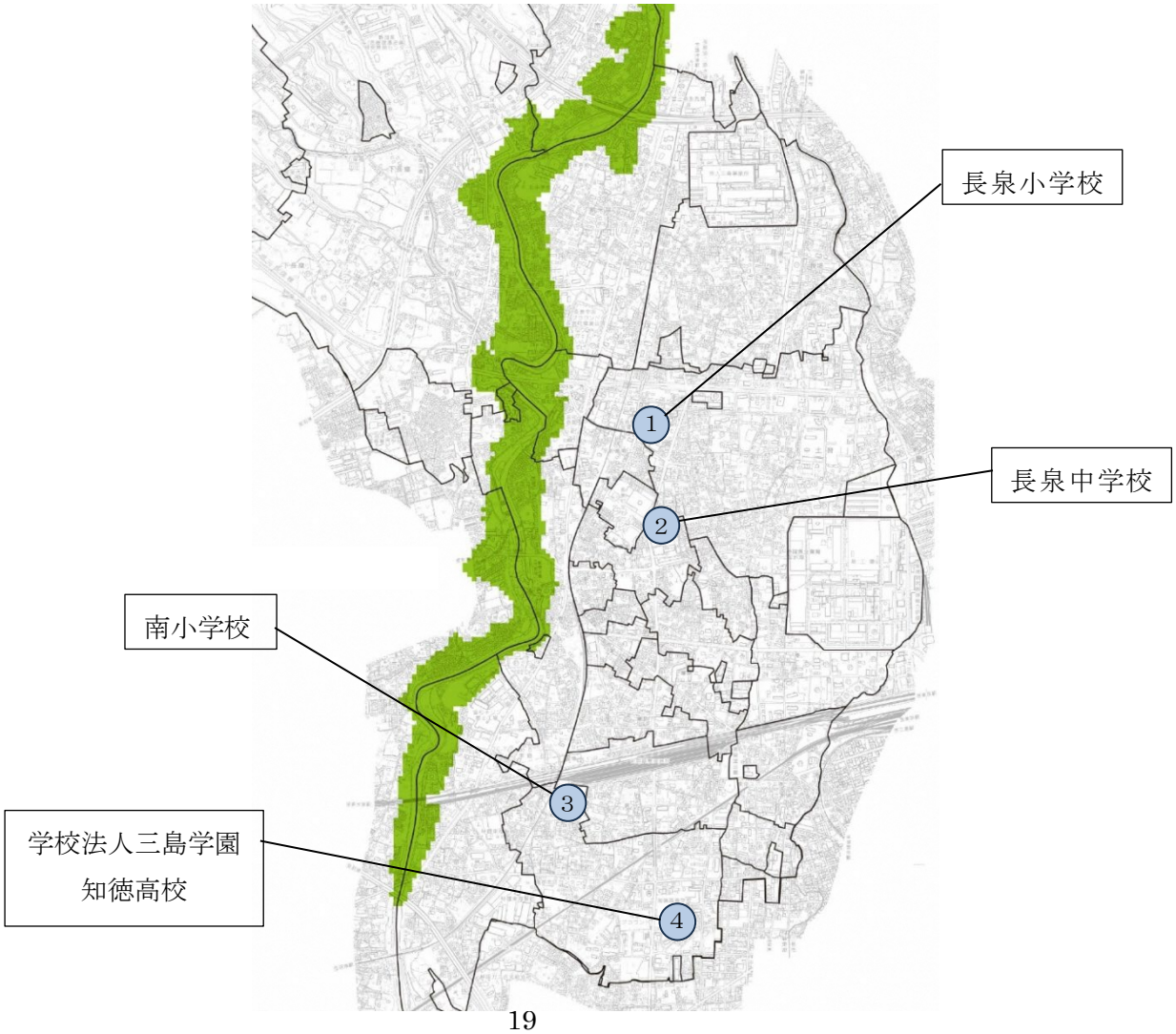

第３節　情報収集・伝達体制

噴火現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。富士山の噴火に関しては、噴火警報等に応じて防災対応を実施することから、町は、関係機関や住民等に対し、迅速かつ適切に情報の収集及び伝達を行う。

１　火山に関する情報の収集と整理

富士山の噴火現象に関して収集する主な情報は表１１のとおりである。

表 11 収集する主な情報

収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	気象庁
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表される情報	気象庁
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、又は警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表される情報	気象庁
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、又は警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表される情報	気象庁
噴火速報	周辺住民や登山者等に、噴火の発生事実を迅速に伝え、身を守る行動をとるために発表される情報	気象庁
火口位置情報	噴火が発生した際に、噴火口がどの位置に形成されたのかを示す情報	気象庁
流下パターン	気象庁からの火口位置情報を基に、どの範囲が溶岩流の流下先に当たるのかを判断し、避難指示発令に繋げるための情報	静岡県
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報活動が活発	気象庁

	化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している	
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる情報	気象庁
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省 中部地方 整備局

2　情報伝達例文及び広報手段

基本とする広報文案は表１２のとおりである。この基本文案を基に、伝達手段によって情報や図を追加、省略して広報文を作成する。また事前に広報文案を定型化することが困難であるため、広報文案を定めていないが、有益な情報を覚知した場合は、その都度状況に応じて広報文案を作成し広報を行う。

表 12 広報文案

解説情報（臨時）発表時	こちらは、長泉町です。 本日、気象庁から解説情報（臨時）が発表されました。 火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。
「噴火警戒レベル３」 発表時	こちらは、長泉町です。 本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルがレベル３に引き上げられました。 避難行動要支援者の皆さんは、いつでも避難できるよう、避難場所の確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認等の避難時準備を行ってください。 一般住民の皆様は、引き続き火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。また避難対象地域に関係なく、避難の必要性や身の危険を感じたら*自主的な分散避難を行ってください。
「噴火警戒レベル４」 発表時	こちらは、長泉町です。 本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルがレベル４に引き上げられました。 これを受けて長泉町では高齢者等避難を発令しました。 避難行動要支援者の皆さんは、一時集結地への避難を開始してください。 避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。 一般住民の皆様は、いつでも避難できるよう、避難場所の

	確認、非常用持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認等の避難時準備を行ってください。 避難対象地域以外でも、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。また一般住民の皆様は、避難の必要性や身の危険を感じたら自主的な分散避難を行ってください。
「噴火警戒レベル５」 発表時	こちらは、長泉町です。 気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルがレベル５に引き上げられました。 これを受けて長泉町では避難対象地域に避難指示を発令しました。 避難対象地域にお住まいの皆様は一時集結地への避難を開始してください。 避難対象地域以外にお住まいの皆様も、火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。また一般住民の皆様は、避難の必要性や身の危険を感じたら自主的な分散避難を行ってください。
避難実施中の噴火発生時	こちらは、長泉町です。 本日●時●●分に、富士山噴火が発生しました。 気象庁から「噴火警戒レベル５」が継続発表されています。 避難対象地域にお住まいの皆様は直ちに命を守る行動をとってください。 火山に関する情報や避難に関する情報は長泉町ホームページまたは気象庁ホームページをご覧ください。

3　各段階における情報伝達

町は、避難する上で重要となる情報を一般住民、避難行動要支援者に対し適時適切に伝達する必要がある。

情報伝達を行うタイミングは表１３のとおりであり、このタイミングを基本とし、火山活動の状況に変化があった場合や情報が更新された場合等、必要に応じて情報伝達を行う。

表 13 情報伝達のタイミング

タイミング		避難情報等
噴火前	解説情報（臨時） 発表時	【避難準備】
	「噴火警戒レベル３」 発表時	・避難行動要支援者に対する避難準備の呼びかけ ・避難行動要支援者に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・一般住民に対する避難準備の呼びかけ

		・一般住民に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・一般住民に対する火山噴火に関する注意喚起
	「噴火警戒レベル４」 発表時	【高齢者等避難の発令】 ・避難行動要支援者に対する一時集結地への避難の呼びかけ ・一般住民に対する避難準備の呼びかけ ・一般住民に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・一般住民に対する火山噴火に関する注意喚起
	「噴火警戒レベル５」 発表時	【避難指示】 ・住民等に対する自主的な分散避難の呼びかけ ・住民等に対する一時集結地への避難の呼びかけ
噴火後	避難実施中の 噴火発生時	緊急避難確保

4　避難に関連する情報伝達・広報手段

気象庁から発表される火山防災情報や見通し情報は県行政防災無線やふじのくに防災情報システム、電話、FAX により町に伝達される。

町は、関係機関からの情報収集に努め、その情報を迅速かつ的確に伝達するとともに*要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。伝達系統図は図７のとおりとする。

なお情報の発信に際しては、風評被害を考慮し、過度な不安を煽らないように注意しなければならない。

図 7 情報収集・伝達通信系統図

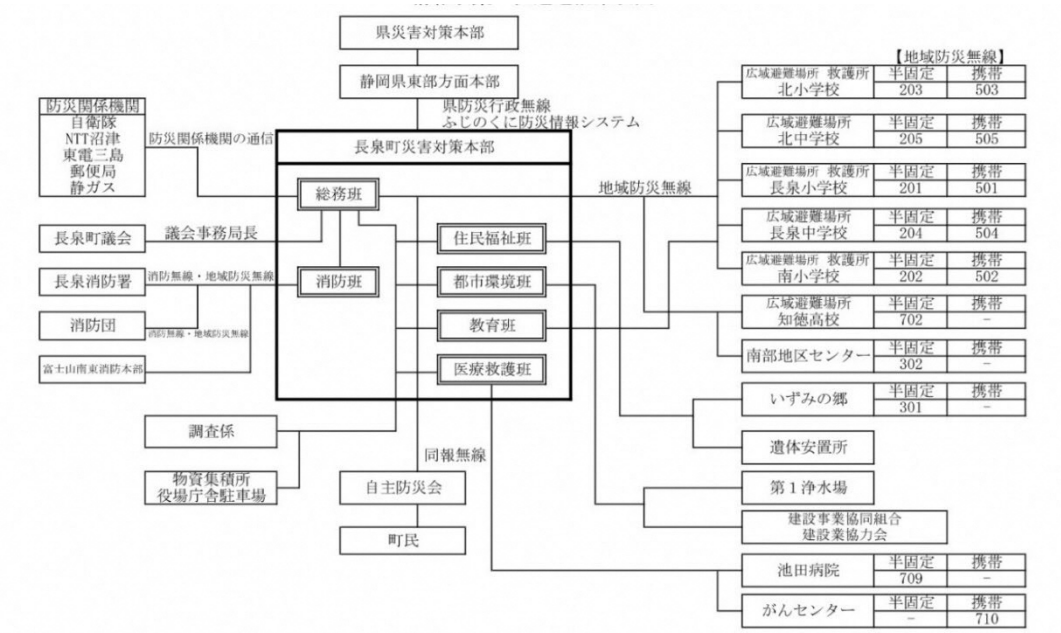

5　情報伝達手段の多重化

火山災害では、噴火現象による通信施設の被災、大量降灰による停電、回線集中による電話回線の輻輳やデータ通信の停止が発生する等、情報伝達ができなくなるおそれがあることから、町は、県及び関係機関と共に、不測の事態に備えて情報伝達手段の多重化を検討し、整備に努める。

＊要配慮者とは…高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（妊婦、外国人等を含む）

第４節　避難促進施設

１　避難促進施設の指定

町は、活動火山対策特別措置法第６条第１項第５号及び協議会の統一基準に基づき、対象となる施設を*避難促進施設として指定する。

＊避難促進施設とは…活動火山対策特別措置法施行令第１条第１項及び第２項に該当する施設のうち、第１次から第 4 次避難対象エリアに存する施設のこと。溶岩流などの火山現象の影響範囲内に立地している施設のうち、学校施設や児童関連施設等、利用者を避難させる必要がある施設を指定する。

２　避難確保計画作成の支援

町は、避難促進施設に対し、利用者等に対する情報伝達体制や避難誘導方法等を定める等、避難確保計画の作成を求め、本計画と整合がとれるよう、協議や助言等の支援を行う。

３　避難促進施設における避難対策

（１）通院・通所型の施設

通院・通所型の施設においては、遅くとも立地場所の避難対象エリアごとに定められた避難開始時期までに施設を閉鎖し、利用者を避難させる。

（２）入院・入所施設における避難対策

入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始時期に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。

また、突発的な噴火が発生した場合に備え、第５次、第６次避難対象エリアや更に外側に位置する施設を、中継点や一時的な転院先とすることを検討するほか、閉鎖した通院・通所型の施設の医療スタッフや介護用車両等を緊急時の応援体制に組み込むことについて、平常時から関係機関と協議、調整を行う。

第５節　在宅の避難行動要支援者への避難支援

在宅の避難行動要支援者は、避難指示が発令された場合は速やかに避難を開始する。

町は、平常時において避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、関係者（自主防災会、福祉専門職等）と連携して避難支援体制の構築に努める。

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、噴火警戒レベルが４へ引き上げられる場合に備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行い、避難の実施にあたっては、警察、消防等と協力し、避難行動要支援者名簿等により避難完了の確認等を行う。

なお、避難先で一般の避難者と同一の避難環境での生活が困難な場合には、福祉避難所への移動を検討するものとする。

第６節　児童関連施設の避難対策

町内のすべての児童福祉施設及び幼稚園、小中学校、高等学校等（以下、「児童関連施設」という。）において、噴火警戒レベルが３に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。各児童関連施設は、平常時から保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡し方法や、立地条件に応じた児童・生徒等の安全対策を検討する。検討すべき点は以下のとおりである。

（１）避難にあたっては、教職員も避難対象者であることを認識し、児童・生徒等だけでなく教職員の避難時間を確保すること

（２）当該学区内における今後の安全状況の見込み（そのまま自宅への帰宅可否等の情報）

（３）突発的な噴火発生により引き渡しが間に合わない際の緊急安全確保

（４）緊急時の連絡体制（職員の参集、保護者への連絡体制）

（５）一定時間経過後、引き渡し予定場所からの避難方法、避難時期、避難先

（６）児童・生徒等が遠隔地へ避難した場合の連絡方法

（７）授業等の再開の時期（当該施設が避難所に指定されている場合）

（８）引き渡し訓練の実施方法

なお、保護者への引き渡し完了前に噴火が発生した場合は、県及び町から出される情報を確認し、速やかに児童・生徒等を避難させる必要がある。このような場合であっても、落ち着いて児童・生徒等の避難誘導ができるよう以下の事項に留意する。

（９）溶岩流の流下範囲となる場合を除き、降灰時は建物内で安全を確保

（１０）屋外に出て溶岩流からの立退き避難を行う場合、児童・生徒等にヘルメットやゴーグル等を着用させ安全を確保

（１１）降灰が生じている場合、体育館の屋根が損傷する可能性があるため、校舎内に退避

（１２）呼吸系の疾患がある児童・生徒等は、火山灰の影響により症状が悪化する可能性があることに留意

第７節　防災啓発と訓練

１　長泉町富士山火山防災マップの作成・配布

町は、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、噴火警報等の解説、噴火警戒レベルに応じた避難場所や避難経路、避難の方法、情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した長泉町火山防災マップを作成し、全世帯に配布するほか、見方、使い方を説明する機会を設ける。

２　富士山火山防災に関する啓発

町は、県や静岡地方気象台と共に、防災講座等を通じて、住民等が地域の特性を考慮し、避難開始時期を判断できるよう、「地域のスリム化」を図るための「自主的な分散避難」や火山災害の不確実性を知るための「多種多様な噴火シナリオ」、噴火した場所ごとに避難対象を絞り込む「流下パターン」等、周知啓発を行うことで住民等の富士山火山に対する防災意識向上に努める。

３　学校での防災教育

町教育委員会は、教職員に対する火山防災に関する研修を行う。また、町は、県及び静岡地方気象台と連携、協力し、学校での出前講座の実施、副読本の作成等で、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。

４　自主防災組織による台帳の作成

自主防災組織において、区長は班ごとに世帯台帳等を作成し、世帯及び避難行動要支援者をあらかじめ把握しておく。また噴火時の避難先を台帳に記載し、避難先の把握に努める。

避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備にあたっては、民生委員・児童委員等福祉関係団体との連携に努める。

５　防災訓練

噴火発生時に避難等の防災対応を円滑かつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、町や防災関係機関が住民等の避難誘導におけるそれぞれの役割を確認しておくことが重要である。町は、避難訓練等を通じて関係機関や住民等との広域的な連携の強化を図るほか、本計画の内容や防災体制等の実効性を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

避難訓練では、実際の噴火時等を想定し、避難に関わる住民等が参加できるよう、防災関係機関をはじめ、自主防災組織と連携を図る。

６　町民の自主的な備蓄

富士山火山噴火に備え、各家庭で１週間程度の飲料水、食糧、携帯トイレの備蓄を推奨する。また避難が永久的となる可能性があることを周知し、持ち出し品をあらかじめ準備しておくことを推奨する。

7　事業所等の自主的な防災活動

各事業所は富士山火山による避難が想定された場合に、従業員の避難方法や出社に関する規定をあらかじめ定めておく。また帰宅が困難な場合等には従業員の避難のための適切な措置を講ずること。

8　要配慮支援者利用施設の防災活動

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。これ以外の事項については地域防災計画火山災害対策編に準ずるものとする。

9　町職員の避難計画の作成

町は町職員の避難についてあらかじめ避難計画を作成する。

１０　避難物資の確保

町は、被災者のために、食糧等の生活必需品の備蓄が必要である。現在、町役場庁舎等を含めた公共施設に防災倉庫を設置し、防災資機材等を備蓄している。自主防災組織に対しては、防災倉庫に資機材等を支給する等備蓄品に関しては、万全の管理を行い、保存期限等のあるものは適宜、更新を行うよう指導を行う。

第３章　避難対策

第１節　避難の基本的な考え方

避難の基本的なパターンは、自主的な分散避難若しくは、避難指示に基づいた一時集結地への公的避難のいずれかとする。住民等は町長から避難指示があった場合、自ら避難のための交通手段により避難対象エリア外に避難又は退去する。

一時集結地への公的避難は噴火の影響範囲から離れるための町内での一時避難と位置づけ、被害の拡大及び災害の長期化による町外避難の可能性を見据えたものとする。

避難に際して、住民等は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、警戒レベル情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難することとする。

図８ 避難対応のイメージ

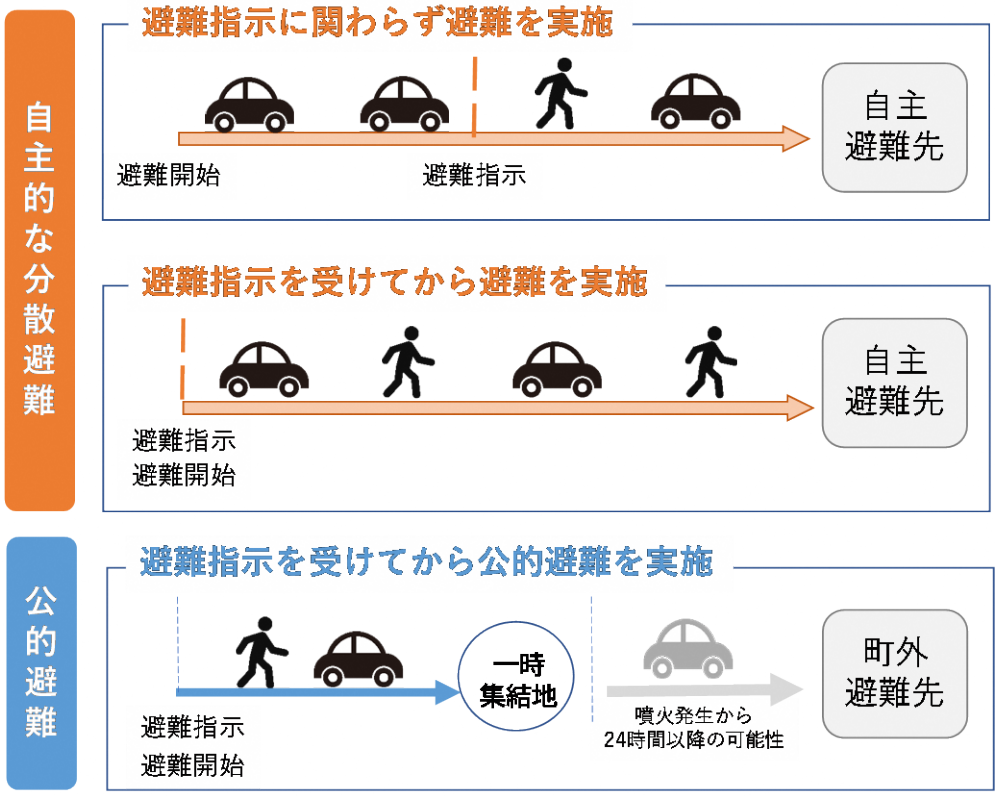

医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、各施設の避難計画に準ずる。

要配慮者（介護者等を含む）は、避難指示発令後、迅速かつ円滑な避難が困難な場合に備え、町長から高齢者等避難が発令された場合は、早期の避難に努める。

1　避難対象者の区分

避難対象者は「一般住民」「避難行動要支援者」の２つに区分する。避難行動要支援者は一般住民より避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階での避難準備又は避難とする。「登山客・観光客」については本計画の対象として含まない。

第２節　噴火前の自主的な分散避難

町は、自家用車（相乗り含む）による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設等へ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために、避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階から、自主的な分散避難を呼びかける。

第３節　避難指示の発令

町は、溶岩流等からの避難のうち、第４次避難対象エリアについては、噴火警戒レベル及び流下パターンに応じて噴火前に避難の指示を発令し、避難対象地区内の住民等は避難場所への避難を開始する。第４次避難対象エリアの避難指示の発令のタイミング及び避難対象区域は、表１４のとおりとする。

表 14 第４次避難対象エリアにおける避難指示の発令タイミング及び避難対象区域

避難対象エリア	避難指示発令のタイミング	対象人口	避難対象区域
第４次避難対象エリア	噴火警戒レベル５	７５７４人	南一色区 ①②⑥⑦⑧⑨⑩⑫⑬⑯⑰班 東べ南一色区 下長窪区 ①②③④⑤⑥⑩⑪⑰⑱⑲班 尾尻住宅区 納米里区 ①②⑦⑨⑩⑪⑬⑮⑯班 荻素区①②③④⑤⑥班 鮎壺区①②③④⑤⑥⑦⑨⑩⑭⑮㉜㉟㊲㊳㊹㊽班 本宿区 ①③⑥⑦⑧⑩⑫⑬⑭⑰⑳㉗㉚㉜班 シャルマン区

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、町は、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを目的とした避難指示等を発令する。

町長は、火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。

町長は、避難指示を発令したときは、直ちに避難対象地区内の住民等に対して、同報無線、広報車、SNS 等の手段を通じて次の事項を伝達するとともに、警察官、地元自主防災組織等の協力を得て周知徹底を図る。避難指示は当該自治会（区）の班単位を対象に発令する。

表 15 避難指示の内容

避難指示の内容	・避難指示の主旨
	・避難指示が出された地域名
	・避難所の名称及び所在地
	・避難経路及び誘導方法

町長は、避難指示を発令したときは、災害対策基本法に基づき静岡県知事に報告する。

第４節　避難所の開設及び避難誘導

１　一時集結地

避難計画影響の想定範囲は流下パターン D に該当する以下の地域と想定する。避難対象地区別の避難対象者数は、令和６年４月現在の本町住民基本台帳登録者を基準とし、避難行動要支援者については、令和６年４月現在の「長泉町避難行動要支援者名簿」から算出した。一般住民の自主避難率については*４０．０％と想定すると、避難対象地区別の避難対象者数、世帯数及び想定される公的避難者数は表１６のとおりである。

表 16 避難対象地区別の避難対象者数及び世帯数

地区	避難対象班	一般住民		避難行動要支援者		公的避難者想定数（６０．０％）	避難所
		世帯数	人数	世帯数	人数		
南一色	南一色①	９２	１８９	4	4	１１３	長泉小学校
	南一色②	６４	１４３	7	7	８６	
	南一色⑥	１１５	２９０	8	8	１７４	
	南一色⑦	７６	１５０	6	7	９０	
	南一色⑧	３７	７９	4	4	４７	
	南一色⑨	７７	１８２	3	3	１０９	
	南一色⑩	７３	１４８	8	8	８９	
	南一色⑫	１１１	１５８	9	9	９５	
	南一色⑬	４２	７９	4	5	４７	
	南一色⑯	５６	１２２	3	3	７３	
	南一色⑰	3	１１	0	0	7	
南一色　合計		７４６	１５５１	５６	５８	９３０	
東べ南一色		9	２０	1	1	１２	

下長窪	下長窪①	８２	２１２	6	6	１２７	長泉中学校
	下長窪②	６３	１７７	3	3	１０６	
	下長窪③	４６	１１４	4	4	６８	
	下長窪④	１１６	２９９	4	4	１７９	
	下長窪⑤	６１	１５５	1	1	９３	
	下長窪⑥	８１	１７４	6	7	１０４	
	下長窪⑩	８２	１７５	3	3	１０５	
	下長窪⑪	４０	８４	3	3	５０	
	下長窪⑰	１３４	３４６	１３	１３	２０８	
	下長窪⑱	１９	４４	0	0	２６	
	下長窪⑲	１６	３８	3	3	２３	
下長窪　合計		７４０	１８１８	４６	４７	１０８９	
尾尻住宅		８８	１５１	0	0	９１	
納米里	納米里①	７６	１７７	4	4	１０６	
	納米里②	１０２	２５４	3	3	１５２	
	納米里⑦	４６	１１６	4	4	７０	
	納米里⑨	１３５	４００	9	１０	２４０	
	納米里⑩	７４	１７７	3	3	１０６	
	納米里⑪	５８	１２０	3	3	７２	
	納米里⑬	１１２	２８９	１１	１１	１７３	
	納米里⑮	５２	９２	0	0	５５	
	納米里⑯	６７	１３１	0	0	７９	
納米里　合計		７２２	１７５６	３７	３８	１０５３	
荻素	荻素①	２０	５０	3	3	３０	長泉小学校
	荻素②	１７	４５	1	1	２７	
	荻素③	２０	５５	2	2	３３	
	荻素④	２９	５４	3	3	３２	
	荻素⑤	２４	７３	1	1	４４	
	荻素⑥	２０	５０	2	2	３０	
荻素　合計		１３０	３２７	１２	１２	１９６	

鮎壺	鮎壺①	９５	２０７	7	7	１２４	南小学校
	鮎壺②	２３	６０	5	5	３６	
	鮎壺③	２５	６０	2	2	３６	
	鮎壺④	１８	４０	1	1	２４	
	鮎壺⑤	１９	５０	1	1	３０	
	鮎壺⑥	３５	７３	2	2	４４	
	鮎壺⑦	２２	４１	1	1	２５	
	鮎壺⑨	４３	９６	1	1	５８	
	鮎壺⑩	１９	４８	2	2	２９	
	鮎壺⑭	２３	５０	2	2	３０	
	鮎壺⑮	１４	３３	4	4	２０	
	鮎壺㉜	１３	２６	0	0	１５	
	鮎壺㉟	１８	３０	1	1	１８	
	鮎壺㊲	１２	３０	1	1	１８	
	鮎壺㊳	１１	４５	1	1	２７	
	鮎壺㊹	１５	１７	0	0	１０	
	鮎壺㊽	１３	１３	0	0	8	
鮎壺　合計		４１８	９１９	３１	３１	５５２	
本宿	本宿①	２９	７１	4	4	４３	学校法人三島学園知徳高校
	本宿③	７７	１５７	5	7	９４	
	本宿⑥	４５	１１４	1	1	６８	
	本宿⑦	３０	８２	2	2	４９	
	本宿⑧	１０	２１	1	1	１３	
	本宿⑩	6	２６	1	1	１６	
	本宿⑫	5	１８	0	0	１１	
	本宿⑬	２５	６１	0	0	３７	
	本宿⑭	１４	３７	2	2	２２	
	本宿⑰	１７	３８	3	3	２３	
	本宿⑳	２０	５８	5	5	３５	
	本宿㉗	１１	１１	0	0	7	
	本宿㉚	１９	３７	4	4	２２	
	本宿㉜	１５	３２	0	0	１９	
本宿　合計		３２３	７６３	２８	３０	４５９	
シャルマン		１３０	２６９	0	0	１６１	
総合計		３３０６	７５７４	２１１	２１７	４５４３	

＊福島第一原子力発電所事故時の住民アンケート調査結果では、自主避難率は４０%を基本として設定されていることから、本計画の参考値とする。（内閣府ガイダンス　国会事故調査報告書）

直ちに遠方へ避難することはせず、段階的な避難とする。避難対象者は町内の一時集結地へ避難し、噴火の規模に応じて町外へ避難を拡大する。この場合、県の広域避難方針に基づき、*受入Bグループ（熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町）への避難を基本とするが、町外避難においては県、他市町との調整を踏まえた上で改めて避難計画を策定するものとする。

＊「富士山火山に関する広域避難の調整方針について」広域避難計画(素案)では、複数の避難先市町をグループ化し、調整を行う方針が示されている。本町の広域避難先は熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町の属する受入Bグループが該当する。各受入市町における一時集結地の開設予定地は表１７のとおりである。

表 17 受入市町における一時集結地の開設予定地

受入市町	施設名称	所在地
熱海市	南熱海マリンホール	熱海市下多賀
伊東市	伊東市民体育センター	伊東市玖須美元和田
伊豆市	日本サイクルスポーツセンター	伊豆市大野
伊豆の国市	旧スポーツワールド駐車場	伊豆の国市南江間
函南町	状況に応じて発災後に指定する場所	

２　一時集結地の開設

一時集結地の開設及び避難者の受入業務については、町が行うものとする。一時集結地の運営にあたっては長泉町地域防災計画資料編「避難所運営基本マニュアル」に準ずる。

町は、本部室員以外の職員を一時集結地に派遣し、運営を開始する。

３　避難誘導

町は、住民等の円滑な避難のため、避難所開設に当たらない本部室以外の職員を動員し、警察、消防等と協力して避難誘導を行う。

また平常時から自衛隊の災害派遣要請について、県と確認しておく。

４　駐車場の確保

各避難所の駐車スペースが不足する場合に、駐車場として使用を想定する施設は、表１８とおりとする。

避難の際には多数の車両により避難所の駐車スペースが不足するおそれがあることから、町は、避難に使用する車両の削減方法を検討するとともに、必要に応じてその他の公共施設や民間施設にある駐車場の活用を検討する等、駐車スペースの確保に努める。

表 18 駐車場として利用する施設

駐車場として使用する施設	長泉小学校グラウンド
	長泉中学校グラウンド
	南小学校グラウンド
	学校法人三島学園知徳高校グラウンド

5　福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

第５節　避難手段

避難を行う者は徒歩及び自家用車（相乗り含む）等による避難を基本とするものの、深刻な渋滞の発生により逃げ遅れが懸念されるため、町は、避難に使用する車両の台数を極力減らすよう周知に努める。なお、自家用車（相乗り含む）等がなく、徒歩での避難が困難な避難者に対応するため、町は、共助による車両避難の周知に努める。

避難行動要支援者については、近隣住民等の補助を行う者の車両等で避難を行う。

広域避難となった場合の避難手段は、原則として自家用車（相乗り含む）等による自力避難とする。

第６節　避難状況の確認

1　住民避難の確認

町は、自主防災組織、消防団、警察等の協力を得て在宅の避難行動要支援者が避難済みであること等の確認を行い、町災害対策本部等でその状況を把握しておくものとする。

2　避難者の所在確認

町は、避難所において、自主防災組織の世帯台帳等を用いて避難者の確認を行う。避難所以外の避難者については警察や消防のほか避難した住民からの情報等を基に整理する。その際、個人情報の取扱には、十分配慮するものとする。なお、避難所以外に避難する者は、避難の際にステッカー等目印を玄関に表示する等、避難済みであることを周囲に知らせるものとする。

第４章　避難後の対応

第１節　一時集結地の運営・管理等

１　一時集結地の運営

町は、施設管理者等の協力を得て一時集結地を運営し、避難者名簿を作成し避難者を把握する。なお、親戚、知人等の元に避難する住民については、避難先等を各自主防災会に連絡し、自主防災会長はその情報をとりまとめ町に報告する。噴火が発生しないまま避難生活が長期化することが見込まれる場合は、町は、ホテル等への避難の変更を検討する。一時集結地の運営については、安全の確保、情報の提供、食事の提供、医療体制、教育環境等に留意するとともに、相談窓口を設置する等適切な対応に努めるものとする。

避難者が一時集結地の受入人数を超える等、一時集結地の運営に支障が生じる、又はそのおそれがある場合は、町は、県と協議、調整の上、他の一時集結地の確保及び、町外への避難を行うものとする。

２　避難物資の確保

原則、町は避難に際して必要となる食糧や毛布等を準備する(避難者が調達する、町が調達する)こととするが、必要に応じ、国、関係事業者等に要請し、迅速に確保するものとする。

関係機関や他の地域等からの食糧や資機材等の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、国及び県と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

３　避難者名簿の作成

町は、避難所ごとに避難者名簿を作成するものとする。

４　避難所における要配慮者(介護者を含む)の支援

社会福祉施設入所者及び病院等入院患者については、各施設職員が、在宅の避難行動要支援者については家族及び自主防災組織が、中心となって支援を行うものとする。

町は、支援要員の不足が生じ、又はそのおそれがある場合は、国及び県、他の市町等に要請し、医療・福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

第２節　救出救助

1　避難未実施者等の確認・救助

町長は、活動の安全性に十分配慮した上で、避難指示の発令を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。

自治会(区)等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行う。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子ども及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については自力避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

2　避難者の輸送

町は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決定して一般住民等に周知する。

3　避難経路、避難先要件

噴火開始直後であり、避難時には主要交通は確保されているものとする。

第３節　避難指示の解除等

噴火の状況に応じて避難対象範囲の縮小や解除の検討を実施する。

1　噴火が発生した場合の基準

噴火状況判明時	噴火により火口の位置が特定され、別の火口の出現等のおそれのない場合は、噴火現象が影響しない地域の避難解除を検討
小康期	噴火現象の拡大のおそれが当面なくなった場合は、拡大を前提とした地域の避難解除を検討
終息期	噴火活動が終息した場合は、帰還できる地域の避難解除を検討するとともに、長期的に帰還が困難な地域を特定し、復旧復興に着手

2　噴火していない場合の基準

噴火していない場合には、「警戒レベル２及び３」は発表されないため、火山活動が終息に向かい、「噴火警戒レベル１」に下がった時点で、避難指示を解除する。

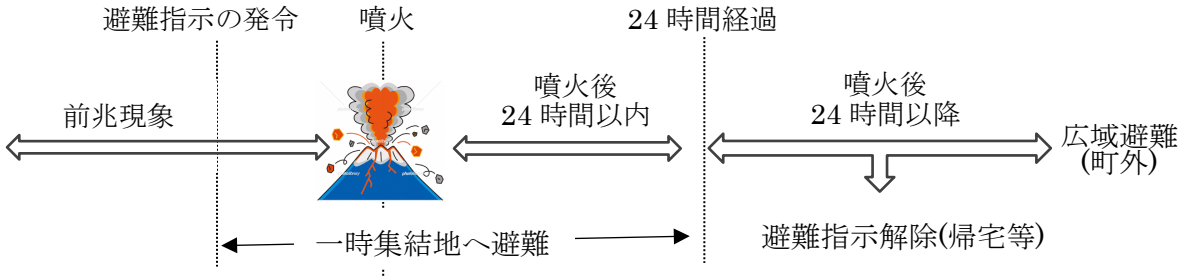

＊一時集結地は、避難指示が発令された際に一時的避難する場所であり、富士山噴火後２４時間以降の行動は、国土交通省が発表するリアルタイムハザードマップ又は既存のドリルマップに基づき決定される。

第４節　２４時間以降の避難計画について

１　町外避難の実施・避難先

本計画では流下パターンＤによる２４時間以内の計画について記載しているが、２４時間以降の避難計画については今後の噴火状況や基本計画に則り、検討を続けるものとする。町外避難先は受入Ｂグループ（熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町）を想定し、避難の際の避難手段は原則自家用車（相乗り含む）と想定する。

２　町外避難所の開設、運営対応

町は、広域避難の実施を判断し避難者の受け入れ先市町が決定した後、避難所等の開設及び初動期の避難所運営の補助を受入先市町に依頼する。避難先決定後ただちに町職員を受入先市町に派遣することとするが、派遣人数については、各受入先市町の避難所開設状況によるため本計画内では定めない。

３　避難所における物資・食糧の調達

原則、町が避難所における物資並びに食糧等の調達行うため（避難者が調達する、町が調達する)、受入先市町があらためて備蓄する必要はない。なお、初動対応時において、受入先市町の既存の備蓄等の範囲の中で協力を受けた場合、その費用については、受入先市町からの請求に基づき、後日、町が負担する。

４　災害対策本部の被災・移転について

災害対策本部（町防災センター３階）は、２４時間以降の噴火影響範囲内にあることから、噴火警報発表に伴い災害対策本部移転の必要性が生じる可能性がある。今後、代替施設として噴火影響範囲外の施設を新たに選定する必要がある。

５　避難長期化対策

町は噴火による避難が長期に及ぶ場合には、一時集結地及び避難所に加えてホテルや旅館等を活用することにより、避難者の負担軽減を図る。

避難生活の長期化に伴う分散避難者の増加及び避難対象地区の限定により、避難者数が減少した場合には避難所の集約や町外避難から町内避難への切り替えを検討する。

また、火山災害により住宅を失った住民等が発生した場合には、町は県と共に住民等の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮し、応急仮設住宅の建設を行う。火山活動の終息が見込めず避難生活が長期に及ぶと想定される場合は、住宅が被災していない避難対象の住民等についても、応急的な住宅供給について検討を行い、国及び県に対して必要な支援を求める。

その他定めのない事項については、長泉町地域防災計画及びBCPに準ずる。

第５章　他市町からの広域避難受入計画

第１節　広域避難受入のための体制

１　受入のための体制

富士山噴火災害発生時に本町に影響が及ばない事態において、他市町の広域避難が予測される又は、県や避難実施市町等から広域避難の受入要請がある場合は、速やかに災害対策本部を設置し、本部会議の開催により受入方針の決定、避難実施市町との協議等を実施して、全庁あげて横断的な組織を立ち上げ、受入の準備、避難者の受入れ、各種支援等を実施する。

静岡県の広域避難調整方針では広域避難の枠組みを（１）噴火前の事前避難（２）流下パターンによる避難（噴火開始直後）（３）ハザードマップ等による避難（噴火現象判明後）の３つに区分している。このうち本町において受け入れの可能性があるパターン及び市町は表１９のとおりである。

なお、本町は、（３）ハザードマップ等による避難（噴火現象判明後）の当初避難先には定められていないが、噴火が終息に向かう段階で避難先が再検討される可能性も踏まえ、避難所についても受け入れを想定するものとする。

表 19 本町の受け入れの可能性がある流下パターンと避難実施市町

広域避難の枠組み	流下パターン	避難実施市町
（２）流下パターンによる避難（噴火開始直後）	A	小山町、御殿場市
	E	裾野市、富士市
	F	富士市
	G～I	富士市、富士宮市
	J～O	富士宮市

設置・開設する組織及び設置・開設基準は、次のとおりとする。

（１）　災害対策本部

他市町からの広域避難が予測される場合又は広域避難の受入要請がある場合においては、速やかに「災害対策本部」を設置し、組織的な活動を実施する。

この際、本部室員は災害発生時における災害対策本部に準じるとともに、任務についてもその分掌事務に準ずる。

2　受入のための施設

（1）　一時集結地

避難実施市町との協議の結果、本町の受入方針等の決定に伴い、速やかに災害対策班を編成するとともに、「一時集結地」を最優先に開設し、円滑な避難受入体制の確立に努め、避難受入の初期段階における混乱、錯綜等の軽減を図る。

表 20 一時集結地の概要

項目	実施要領
開設予定場所	長泉町健康公園　長泉町長泉中央グラウンド
開設・運営	（1）町（地域防災課）が開設を準備する。 （2）所要の人員を増強し運営する。 （人員の差出数は、当時の状況による。）
一時集結地の役割	（1）避難者の把握（受付等） （2）各避難所への誘導・案内

（2）　避難所

「避難所」は長泉町地域防災計画資料編「避難所運営基本マニュアル」に準ずるともに、避難所の配分は、各区が分散しないよう努めて近傍地域に避難できるよう留意する。開設する避難所は広域避難所を予定する。

表 21 避難所の概要

実施者	主な役割分担
避難者	・避難所運営の実施主体
自治会 （自主防災会）	・避難者、住民等への情報の伝達 ・避難所運営支援 ・在宅避難者の把握及び支援
学校	・町と連携した避難所の開設 ・学校の施設管理
長泉町 （避難所配備職員）	・避難所の運営支援 ・施設管理者（学校）と協力した避難所の開設・閉鎖 ・町災害対策本部への報告及び要請 ・避難所の避難者及び在宅避難者の取りまとめ

3　避難所の開設及び運営

県等からの広域避難の受入要請に応じて、避難中継所の開設に並行し、避難者数等に応じた「避難所」を開設し、円滑な避難所への受入れに努める。

この際、避難する自治会の変更、避難者数の増減等の状況の変化に対し、避難実施市町と緊密に連携し、柔軟に対応する。

第２節　避難実施市町に対する各種支援

避難実施市町の避難者及び行政職員に対する各種支援は、広域避難の状況に鑑み必要物資の貸与、提供等、避難実施市町の要請に基づき対応する。

1　事務所等の提供

市町職員の事務所（執務室）は、一時集結地を提供するとともに、避難者の状況等により使用できない場合は、使用可能な町内施設を活用する。

2　必要物資支援等

（１）必要物資の貸与・提供

避難実施市町から必要物資等の支援要請に対する確保に努める。食糧や資機材等については、原則、避難実施市町が準備する（避難者が調達する、避難実施市町が調達する等）こととするが、初動対応時において、既存の備蓄品等を本町が提供した場合は、避難実施市町がその費用を負担する（災害救助法の適用による）。

（２）公用車の貸出し・輸送支援

避難実施市町からの要請に対し公用車の貸出し及び輸送を支援する。

3　生活支援

広域避難者等に対し、給食、給水、入浴、洗濯、ゴミ回収等の各種生活の支援をする。

4　医療等支援

避難者の健康管理、避難所の衛生環境の維持、食品衛生等について常時配慮し、必要に応じ、県に対する保健師の派遣要請等の措置を講ずるとともに、各避難所の健康管理等の医療支援、衛生支援、防疫支援等に努める。

第３節　広域避難受入に関する広報

平素から町民に対し、富士山火山が噴火した場合、本町が県からの要請に基づき広域避難を受け入れる旨の広報に努めるとともに、広域避難を受け入れる場合の広報は、同報無線や広報車、SNS 等の手段を通じて広報する。

1　広域避難者等に対する広報

避難者等に対する広報は、本町と密接に連携するとともに、避難実施市町の要請に基づき

対応する。広域避難受入に係る事項を広報するとともに、広域避難受入時においては、適時に広域避難受入の現況等を広報する。